



在宅ねたきり高齢者寝具乾燥事業のご利用について

在宅ねたきり高齢者の家庭を寝具乾燥車が訪問し、
寝具の乾燥又は丸洗いをを行うことにより、
清潔で快適な在宅生活を送れるように支援します。



1. 対象者

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護認定が要介護3～5の方

※ サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、この事業を利用することはできません。

2. サービス内容

サービスの実施は年間4回（4月、7月、10月、1月）を予定しています。
（日程が合わないときは実施できない場合があります。）

下記のどちらかのサービスを選びます。

- ① 寝具乾燥一式サービス・・・寝具1組（掛け布団・敷布団・毛布）
（羽毛布団の乾燥もご利用可能です）
- ② 寝具丸洗いサービス・・・寝具2枚（掛け布団・敷布団・毛布 いずれか2枚）
毛布・タオルケットのみの場合は4枚まで
（羽毛布団の丸洗いもご利用可能です）

※ 上記以外の寝具及び対象高齢者以外の寝具はご利用できません。

※ 実施月の約1～2か月前頃に、サービスの利用について区役所（支所）から確認の電話等がありますので、「乾燥・丸洗い・見送り等」お答えください。

3. 利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へ申請します。

4. 利用の決定

区役所（支所）から利用の決定通知書が届きます。

サービス実施前には、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当から利用日時のご案内があります。

実施日までに「在宅ねたきり高齢者寝具乾燥実施通知書」を送付しますので、大切に保管してください。





5. サービスを受ける当日は

- ① 事業者が寝具を受領できるように用意します。
- ② 事業者が持参する寝具乾燥券に押印し、料金を事業者に渡します。
- ③ 寝具乾燥は乾燥車が訪問して当日実施します。
丸洗いは事業者が寝具をお預かりして実施し、後日のご返却となります。
※寝具を預ける際、代替となる寝具を借りることも可能です。(無料)

6. 利用料

利用者世帯の階層区分	利用料（1回あたり）	
	寝具乾燥一式	寝具丸洗い
生活保護法による被保護世帯	0円	0円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） 川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	286円	594円
その他の世帯	572円	1,188円

※令和6年3月時点での利用料金です。事業者の入札金額等によって変更する場合があります。

7. 申請窓口・問い合わせ

各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当

区役所・地区健康福祉ステーション	住所	電話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区東門前2-1-1	271-0157
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区鋼管通2-3-7	322-1986
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

※ 川崎区については窓口体制変更に伴い、令和7年1月以降、窓口が川崎区役所へ一元化されます。